

# 令和5年度東京都立高等学校等 給付型奨学金制度のご案内

※ 「就学支援金」、「奨学のための給付金」とは認定基準等が異なります。

※ 「給付型奨学金」の申請をしない方は、書類の提出は不要です。

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の多様な教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

本制度の利用を希望される方は、提出期限までに、申請手続きを行うようお願いいたします。

※ 本制度は生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありませんので御注意ください。

※ ただし、奨学金の交付手続中に発生した経費や交通費等に係る経費については、一時的に保護者が負担し、後日、負担した経費を金銭給付いたします。

## 1 支給対象となる生徒

■ 次の対象世帯のいずれかに該当する生徒

| 支給対象世帯   | 年収目安                    | 支給限度額   |
|--|-------------------------|---------|
| 生活保護受給世帯又は<br>都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯      | 約 270 万円未満              | 50,000円 |
| 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が<br>8万5,500円未満の世帯 | 約 270 万円～<br>約 350 万円未満 | 30,000円 |

※1 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※2 失職・倒産・傷病等の家計急変により保護者の収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、給付型奨学金の適用が受けられる場合があります。

※3 支給対象とならない場合は以下のとおりです。

- (1) 休学又は留学の許可を受けている場合
- (2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある場合
- (3) 措置費（見学旅行費又は特別育成費のうち加算分）が措置されている場合
- (4) 令和4年1月1日現在保護者の一方でも海外在住等で、課税情報が取得できない場合

## 2 支給対象経費

### ①学校行事における経費

- ・ 修学旅行費（上限額あり）
  - ・ 校外学習費（上限額あり）
  - ・ 勉強合宿費
  - ・ 語学合宿費
  - ・ 長期における実習先までの交通費
  - ・ 介護実習費
- 他

### ②学力向上に向けた経費

- ・ 模擬試験受験料
  - ・ 実力テスト受験料
  - ・ A.O.論文対策講座受講料
  - ・ 大学実践模試受験料
- 他

### ③検定試験経費

- ・ 英語検定費
  - ・ 漢字検定費
  - ・ 簿記検定費
  - ・ 情報処理検定費
  - ・ 秘書検定費
  - ・ 色彩検定費
- 他

### ④資格試験経費

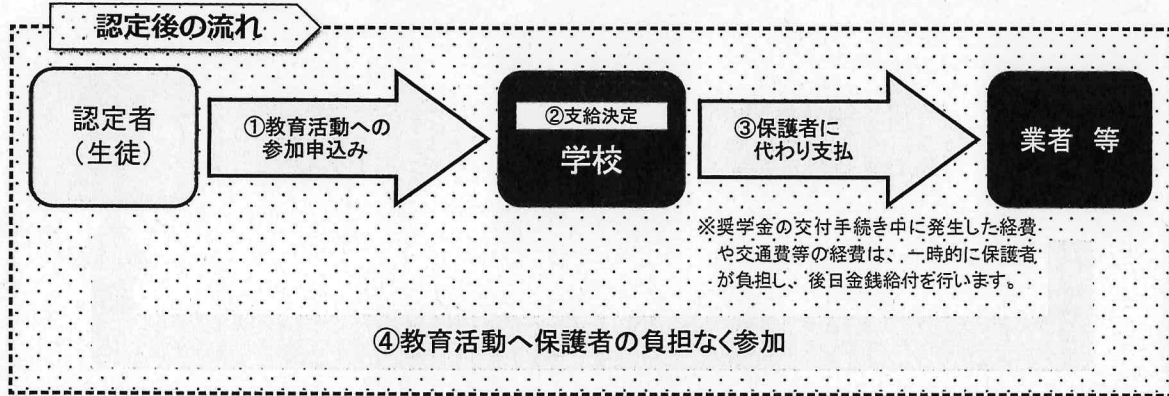
- ・ 危険物取扱者取得費
  - ・ 電気工事士資格費
  - ・ ガス溶接技能講習費
  - ・ インテリアコーディネーター取得費
  - ・ 自動車整備士取得費
- 他

※上記はあくまで一例です。

詳細な支給対象経費については後日学校から改めて周知いたします。

### 3 申請について

- (1) 奨学金を申請される方は「4 手続きに必要な書類」を御参照の上、東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書と対象世帯であることが分かる書類を提出してください。
- (2) その後、学校から認定結果に係る通知が届きます。認定された生徒は、各学校が設定する支給対象経費に対して、支給限度額まで保護者の負担なく参加できます。
- ただし、奨学金の交付手続中等、学校口座へ奨学金の入金がされるまでの間に経費が発生した場合や交通費等に係る経費は、一時的に保護者が負担し、後日金銭給付を行います。



是非、積極的にご利用ください。

### 4 手続きに必要な書類

#### 申請者全員

- 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書
  - マイナンバー収集台紙（都立高等学校及び都立中等教育学校に通学の場合のみ）  
やむを得ずマイナンバーを提出できない方及び都立以外の学校に通われている方は、次のいずれかを提出してください。
    - ▷生活保護受給世帯
      - ・生活保護受給証明書（親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの）
    - ▷非課税世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が85,500円未満の世帯
      - ・令和4年度住民税(非)課税証明書 ・令和4年度特別徴収税額通知書 ・令和4年度住民税納税通知書
- ※1 令和4年7月の高等学校等就学支援金申請又は令和5年4月の高等学校等就学支援金申請において、既に提出している必要書類がある場合、申請書のための提出で審査可能となります。
- ※2 「マイナンバー収集台紙」を御提出後、税情報等の確認ができない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
- ※3 令和5年度の申請は全て令和4年度課税額で審査をすることに御留意ください。
- ※4 家計急変世帯については、必要な書類が上記と異なります。詳細については下記問合せ先に御連絡ください。

### 5 提出期限・提出先等

#### 提出期限

各学校が指定する提出期限まで

※ 書類に不備があった場合に備え、早期に御提出ください。

#### 提出先及び 問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室  
生徒が在学している国公立高等学校等の事務室

#### 制度に関する 問合せ先

〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎北側15階  
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当  
☎ 03(5320)7862（平日9:00～17:45）